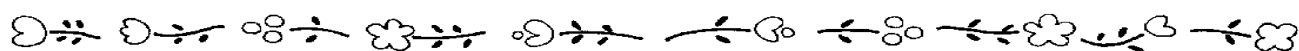


産後ケア事業のご案内



出産後、家族などからの支援が難しく、体調や育児に不安のあるお母さんが安心して子育てができるよう宿泊やデイサービスを医療機関でうけることができる事業です。

【利用できる人】

摂津市民であり、産後4か月までのお母さんと赤ちゃんで、次のすべてに該当する方

- ・ご家族から十分な家事や育児の援助が受けられない
- ・体調不良や育児不安がある

＊赤ちゃん、お母さんに医療行為の必要がある方は対象となりません。

＊利用の適否については審査があります。



【支援内容】

- ◆からだのサポート(お母さんの休養、体調管理)
- ◆育児のサポート(赤ちゃんのお風呂や授乳のサポート、スキンケア)
- ◆こころのサポート(子育て相談)

【利用時間・利用料】

メニュー	利用者負担額(1回あたり)	利用時間	利用期間限度
宿泊型	6,000 円 1泊2日(5食付) 1日追加につき3,000円増 (多胎児の場合は1名追加ごとに800円増、1日追加につき400円増)	午前10時～ 翌日午後7時	7日間
デイサービス型 (通所)	2,000 円 1日(昼・夕の食事付) (多胎児の場合は1名追加ごとに300円増)	午前10時～ 午後7時	7日間

＊利用時間を短縮されても料金は変わりません。

＊非課税世帯・生活保護世帯の場合は減免制度があります。

＊上のお子さまも一緒にご利用を希望される場合は、事前にご相談ください。

(利用可能施設が限られ、利用料が発生します。)

＊利用内容を変更する場合は、すみやかに摂津市出産育児課にご相談ください。

(サービス開始後の利用変更は、原則1回まで)

＊利用決定後にキャンセルする場合は、キャンセル料が発生する場合があります。



【利用までの流れ】

1.相談

利用を希望される方は、市役所新館 6 階 出産育児課へご連絡ください

2.申請

申請は出産後から受け付けます。

「産後ケア事業利用申請書」に記入し、出産育児課に申請してください。

3.利用決定

出産育児課が産科医療機関と受け入れについて調整します。

利用申請書に基づき審査した結果、「利用承認通知書」を発行します。

*施設の状況により、ご希望に添えない場合があります。

4.利用準備

利用施設から連絡が入ります。

当日の流れや持ち物をご確認ください。

5.利用

赤ちゃんとお母さんで利用施設に行って、ケアや相談指導を受けてください。

6.支払い

利用施設にて利用料をお支払いください。

産後ケア事業のご利用に際し、体調やご家族の状況を把握するため、保健師が訪問等で詳細をお伺いします。また、ご利用後も保健師が育児のサポートさせていただきます。

こんな制度もございます。お気軽にご相談ください。

ファミリー・サポート・センター

「子育ての手助けをしてほしい方」と「子育てのお手伝いをしたい方」がお互いに助け合う会員制の育児支援ネットワークです。

【依頼会員】

生後 3 ヶ月～小学校 6 年生までの子どもがいる方で、子育ての手助けをしてほしい方。

【援助会員】

子どもが好きで育児支援に理解のある方で、子育てのお手伝いをしたい方。

詳しくはコチラまで



摂津市社会福祉協議会 HP

【お問い合わせ】

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

摂津市 次世代育成部 出産育児課

TEL:06-6170-2181、FAX:06-6170-2182

E-mail:shussan-ikuji@city.settsu.osaka.jp

